

正誤表

本書中に訂正箇所がありました。申し訳ございませんでした。お手数をおかけしますが、下記ご参照いただきますようお願い申し上げます。(2025年4月8日)

■第1版第1刷(2025年2月7日発行)の修正箇所

| ページ | 場所 | 修正前 | 修正後 | 補足 |
|-----|----------|---|--|----------------------|
| 041 | 15 解説 | (3) × 水道事業者は、指定給水装置工事事業者の指定をしたときは、遅滞なく、その旨を一般に周知させる措置を とらなければならない 。 →水道法第25条の3(指定の基準)第2項 | (3) ○ 水道事業者は、指定給水装置工事事業者の指定をしたときは、遅滞なく、その旨を一般に周知させる措置を とらなければならない 。 →水道法第25条の3(指定の基準)第2項 | 赤字の箇所を変更する。太字・下線を取る。 |
| 041 | 15 解説 | (4) ○ 水道法第25条の4(給水装置工事主任技術者)第1項 | (4) × 水道事業者は、水道法第16条の2第1項(指定給水装置工事事業者)の指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の指定をしなければならない。 →水道法第25条の3(指定の基準)第1項 第一号～第三号 | 赤字の箇所を変更する。 |